# 理事・監事選任の内規

1990 年改選より適用 1995 年 11 月 25 日改正 2001 年 5 月 18 日改正\* 2001 年 12 月 22 日改正\*\* 2003 年 12 月 21 日改正\*\*\* 2004 年 5 月 21 日改正\*\*\*

## 1.候補者の選考

現理事長、事務局担当理事、各委員会委員長の4名、計6名とその他の会員7名が構成する「理事・監事候補者選考委員会」で選考し、総会に諮る。

その他の会員7名は、理事長、事務局担当理事、組織財政委員長が協議して選び、理事会に諮り、改選1年前の総会に提案して承認を得る。

## 2. 選考基準

#### 理事

- (1)理事の数は25名程度とする。
- (2)就任時、65歳以下とする。
- (3)任期は2年、再任を認める。
- (4) 同一大学からは、原則として、2名以内とする。
- (5)選考にあたっては、できるだけ地域、大学等の所属機関、世代、ジェンダーなどを考慮し、また、できるだけ多くの会員に学会運営に参加してもらうため、適宜、交代をはかる。 監事
- (1)監事は2名とし、上記、理事の(2)(3)(5)の基準を適用する。

#### 理事長

- (1)再任はできるが、任期は4年を越えないものとする。
- (2) 理事長と事務局担当理事の交代は、原則として、重ならないようにする。

## (参考)

## 理事会の運用

理事会には監事、顧問は出席できるものとする。

#### 顧問制度の運用

理事長経験者、事務局担当理事経験者、その他の理事会の推薦する会員をお願いする。推薦にあたっては、理事長が、事務局担当理事と協議し、上記の該当者から候補者 を選び、理事会に諮り、総会に提案し承認を得る。

- \* 顧問制度の運用に関し、「65歳以上の」を削除
- \*\* 理事に関し、「(6)現理事長は、退任後、一期は、上記(2)(4)(5)にかかわらず、理事に選ぶものとする。」 を削除。また、理事長に関し、「(2)理事長と事務局担当理事の交代は重ならないようにする。」を、「(2)理 事長と事務局担当理事の交代は、原則として、重ならないようにする。」に変更。
- \*\*\* 理事に関し、(1)数を「25 名以内」から「25 名程度」に変更。(4)理事を同一大学から「2名以内」を、「原則として2名以内」に変更。(5)考慮すべき要素に「ジェンダー」を加え、「バランス」を削除。
- \*\*\*\* 監事に関し、「上記、理事の(2)(3)(4)(5)の基準を適用する」の、(4)を削除。